

## 平成 30 年度模型航空選手権

### F3B ラジオコントロール・グライダー日本選手権 実施要項

主催	日本模型航空連盟
公認	一般財団法人 日本航空協会
期日	平成 30 年 11 月 9 日 (金) ~ 11 日 (日)
会場	埼玉県児玉郡上里町忍保 上里模型グライダー場
種目	F3B ラジオコントロール・グライダー
規定	FAI F3B 規定 (SC4_Vol_F3_Soaring_18)
参加資格	日本国籍を有する選手権期間中有効な模型飛行士登録者で、平成 28 年度日本選手権 10 位までの選手及び今年度予選通過者
選手権委員長	: 日本模型航空連盟 会長 安田 邦 男
競技委員長	: 日本模型航空連盟グライダー委員会 委員長 児山 修 造
競技副委員長	: 日本模型航空連盟グライダー委員会 委員 天田 政 浩
陪審員	: 日本模型航空連盟グライダー委員会 委員 山田 明 彦
競技役員	: 日本模型航空連盟会員
競技関係者	: 連盟会員以外の競技関係者は、競技委員長が任命し、競技役員全員の承認を受けた者
世界戦候補	本選手権と昨年度の日本選手権の得点合計により、次回世界選手権参加候補資格を与える。
参加費	選手 25,000 円 助手 3,000 円 10 日・11 日の昼食を含む (宿泊代は含みません) 参加申込み受理後は理由のいかんにかかわらず返還しない。
使用周波数	2.4 GHz を推奨する。但し 72 MHz を使用する場合は申込み時に申告すること。 なお、使用する無線機は国内使用許可のある物に限る。
参加機数	1 号機、2 号機、3 号機の 3 機とする。
競技方法	公式飛行タスク A、タスク B、タスク C を 3 回行い、3 回の合計により成績とする。但し、気象条件、その他により変更する場合もある。 異議・不服の申し立てについては別紙「日本選手権抗議手続規定」による。
機体の合格	競技中、随時抜き取り検査を行う。この検査に合格しなかった時は、その機体を使用して行った飛行のすべて (遡って) を公式飛行として認めず失格となる。 なお、機体には FAI 規定に準じて模型飛行士登録番号と機体仕様証明書の識

別記号を必ず明記すること

損害賠償 人、畜、土地、建物、その他の物件に対し、競技その他により損害を与えた場合は、当該選手が全額を負担する。

参加申込方法 予選時に配付した所定の参加申込書（郵便振替用紙）にチーム名他、必要事項を記入し、参加費を(助手を同行する場合は加算して)振り込むこと。

参加申込期間 平成 30 年 9 月 24 日(月)から 10 月 5 日(金)(消印有効)の間に申し込むこと。

参加受理 確実に参加申込みを行った選手には、参加受理書及び機体仕様証明書を送付する。選手は 11 月 9 日（金）13：00～15：00 の受付時間内に選手権会場に出頭し、参加受理書、機体仕様証明書を提出し受付を完了し、ウインチ検定を受けること。時間内に受付を完了出来なかった選手は参加資格を取消される事がある。

宿泊先案内 特に予約および指定はしないので、選手各自で用意すること。  
(主なホテル) 埼玉グランドホテル本庄 埼玉県本庄市駅南 2-2-1 ☎ 0495-21-2111  
ホテルルートイン本庄駅南 埼玉県本庄市駅南 1-4-3 ☎ 0495-22-1811  
ホテルルートインコート藤岡 群馬県藤岡市立石 745-1 ☎ 0274-42-1001  
その他、埼玉県本庄市、群馬県伊勢崎市周辺のホテルを推奨。

日 程	11 月 9 日（金）	受付、ウインチ検定	13：00～15：00
	日の入 16:42	代表者ミーティング	15：00～16：00
	11 月 10 日（土）	開会式	8：00～
	日の出 6:14	第 1 ラウンド	タスク A, B, C
	日の入 16:41	第 2 ラウンド	タスク C, B
	11 月 11 日（日）	第 2 ラウンド	タスク A
	日の出 6:15	第 3 ラウンド	タスク A, B, C
	日の入 16:41	閉会式	

問い合わせ先 天田 政浩 e-Mail [amd1611@triton.ocn.ne.jp](mailto:amd1611@triton.ocn.ne.jp)  
〒370-0036 群馬県高崎市南大類町 1611 ☎ 090-2641-5675

申し込み先 日本模型航空連盟  
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-2 日本航空協会内  
☎ 03-3502-1203 FAX 03-3503-1375

## 日本選手権 抗議手続 規程

日本模型航空連盟

◆ 不服の申し立て

\*選手は不服の申し立てを競技委員長に口頭により行うことができる。

◆ 異議の申し立て

\*この件に関する競技委員長の裁定に不満の場合、選手は直ちに異議の申し立てを書面により補償金を添えて競技委員長を経由して陪審員に提出することができる。補償金は3万円とし、申し立てが承認された場合に限り返却する。

◆ 申し立ての期限

A) 競技開始前

参加の有効性、競技者の資格、競技規則、飛行場、模型の検査、競技場、審査員その他の競技役員等についての申し立ては競技開始の少なくとも1時間前までに行わなければならない。

B) 競技中

審査員その他の競技役員による決定事項についての申し立て、あるいは他の競技者が競技中に犯した違反行為または不法行為についての申し立ては直ちに行わなくてはならない。

C) 成績発表後

成績に関する申し立ては主催者が成績を発表した時から15日以内に行わなければならない。

以上